

和牛枝肉共励会規則

第1条 趣 旨

この共励会は、和牛枝肉共励会（以下「共励会」）と称し、一般社団法人家畜改良事業団の種雄牛を使用した体外・体内受精卵移植により生産・肥育された黒毛和種の枝肉を、広く需要者にアピールするとともに、受精卵による黒毛和種の生産振興に寄与することを目的とする。

第2条 主催者及び協賛団体

この共励会は、一般財団法人畜産ニューテック協会が主催し、一般社団法人家畜改良事業団が協賛し、開催する食肉市場(または食肉センター)が協賛・後援する。

第3条 開催場所及び開催期日

この共励会の開催場所及び開催期日は細則で定める。

第4条 事務局

この共励会の事務局は、一般財団法人畜産ニューテック協会東京事務所内に置く。

第5条 出品区分

この共励会の出品牛は、受精卵移植によって生産された黒毛和種の去勢及び雌とする。

第6条 出品牛の資格

(1) 黒毛和種・去勢

生後24ヶ月以上のもので、開催場所の到着時体重が650kg以上の肥育状態の良好なもの。

(2) 黒毛和種・雌

生後38ヶ月以内のもので、開催場所の到着時体重が520kg以上の肥育状態の良好なもの。

(3) 出品牛は、出品者が12ヶ月以上所有し管理しているもの。

(4) 体外受精卵出品牛は、一般社団法人家畜改良事業団が発行する体外受精卵証明書及び移植証明書、体内受精卵出品牛は、子牛登記書を所有し、それら書類を携行し出荷されたもの。

第7条 出品頭数

出品頭数は、去勢・雌を合わせて約50頭とする。ただし、状況により変更することもある。

第8条 出品申込

出品者は、別紙様式の出品申込書に、体外受精卵出品牛は家畜体外受精卵証明書及び受精卵移植証明書の写し、体内受精卵出品牛は子牛登記書の写しを添付し、開催期日30日前までに一般財団法人畜産ニューテック協会東京事務所に提出する。

第9条 出品経費

- (1) 出品牛の開催場所までの経費等は、出品者の負担とする。
- (2) 出品牛の開催場所における販売に関する経費は、開催場所の定めるところにより出荷者の負担とする。

第10条 出品牛の搬入

出品牛の搬入は、開催場所毎に定める細則による。

第11条 出品番号及び上場番号

出品番号は、上場番号に沿った一連番号とする。上場番号は、開催場所の共励会上場番号を基に、主催者が各出荷団体宛に通知する。

第12条 枝肉の販売

枝肉の販売は、冷却枝肉とし、ロース芯及び周囲筋の状態が分かるように第六・第七肋骨間を切開したものとする。出品者は、販売を拒むことは出来ない。

第13条 事故の責任

出品牛もしくは枝肉の事故による損害並びに予期できない瑕疵については、出品者はその責めを負うものとする。

第14条 日程

生体搬入、屠畜解体、枝肉審査、枝肉販売、褒賞授与式等の日程は、開催場所毎に細則で定める。

第15条 審査委員

審査委員は、公益社団法人日本食肉格付協会に委嘱する。

第16条 審査

審査は、公益社団法人日本食肉格付協会「牛枝肉取引規格」によって行う。

第17条 褒賞

褒賞内容は、細則で定める

第18条 審査の異議

出品者は、出品枝肉の審査に関する異議の申し立ては出来ない。

第19条 和牛枝肉研究会

必要に応じ開催する研究会の開催規則は、本共励会規則を準用する。

第20条

この規則の改定及びその他必要事項については、主催者及び協賛者が協議し定めるものとする。

平成25年10月1日 制定